

証券コード 6580  
(発送日) 2026年6月12日  
(電子提供措置開始日) 2026年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号  
株式会社ライトアップ  
代表取締役社長 白石 崇

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.writeup.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR・ESG」を選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/6580/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ライトアップ」又は「コード」に当社証券コード「6580」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2026年6月26日（金曜日）午後7時までに「議決権行使書が到着するようご送付」又は「インターネットでのご入力を完了」くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月29日(月曜日)午後2時 (受付開始 午後1時30分)  
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号  
渋谷クロスタワー 24階 アクセス渋谷フォーラム
3. 目的事項  
報告事項 1. 第25期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第25期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項 議 案 剰余金処分の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇株主総会会場には、議決権を行使できる株主の方以外はご入場いただけませんが、お体の不自由な株主の方のご同伴者様1名はご入場いただけます。
- 〇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 〇株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 〇本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。なお、送付書面では、電子提供措置事項のうち、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記を記載しておりません。したがって、当該書面は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し監査を行った書類の一部です。

■事業報告

主要な営業所、主要な借入先の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況  
業務の適正を確保するための体制の状況、会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書、連結注記表

■計算書類

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月29日(月曜日)  
午後2時(受付開始:午後1時30分)

**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月26日(金曜日)  
午後7時到着分まで

**インターネットで議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月26日(金曜日)  
午後7時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

00000000

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

ここに議案に対する賛否をご記入ください。

**議案**

- 賛成の場合 >> 賛 に○印
- 反対の場合 >> 否 に○印

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

00000000

※議決権行使書用紙はイメージです。

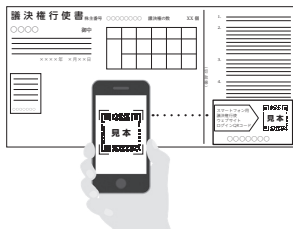
- ・書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

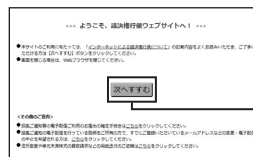
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

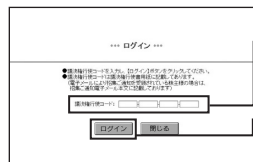
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## ■ インターネットによる同時中継のご案内

株主総会の模様をインターネットにより同時中継いたします。

公開日時	2026年6月29日（月曜日）午後2時より
同時中継URL	

- パソコン、スマートフォン又はタブレット端末にてご視聴される株主様は上記URLにアクセスしてください。
- パスワードを入力する画面が表示されますので、下記のパスワード（半角英数字）をご入力ください。

パスワード	
-------	--

### <同時中継ご視聴にあたっての注意事項>

- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 同時中継をご視聴される株主様からはご質問及びご意見をお受けすることができません。本招集ご通知3頁記載のいずれかの方法により事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。
- 同時中継をご視聴される株主様からはご質問及びご意見をお受けすることができません。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- パスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に個人消費や設備投資の持ち直しがみられた一方で、物価上昇の継続や米国の通商政策などの動向等による影響など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。このような経営環境のもと、当社グループは、「全国、全ての中小企業を黒字にする」という理念に基づいて各事業に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,529,180千円（前連結会計年度比11.9%減）、営業利益は469,833千円（同34.8%減）、経常利益は487,342千円（同32.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は258,055千円（同46.8%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、「コンテンツ事業」について重要性が低下したため、「その他」の区分に分類して記載する方法に変更しております。また、「DXソリューション事業」については「AIソリューション事業」に名称変更しております。

AIソリューション事業におきましては、より一層安定的な成長基盤を確立するため、これまで「Jコンサル」、「Jシステム」、「JDネット」などの各サービスにおいて培ってきた中小企業支援の実績を基盤として、AIを活用した新たな経営支援サービスの開発と提供を進めており、特に「AI活用研修」、「AIエージェントパッケージ」、「AI SaaS」、「AI運用代行（BPO）」、「AI開発支援」の5つの領域を中心に、企業の人材育成から業務自動化、運用定着までを一貫して支援する体制の構築に注力致しました。当連結会計年度は、営業分野・人事分野における自動化支援が好調に推移するなどAI領域サービスの受注が順調に拡大したものの、連結子会社である株式会社AKARIの業績が低調であったこと、当社の既存主力サービス（「Jコンサル」、「Jシステム」、「JDネット」など）に係る売上等が想定を下回ったことにより減収減益となりました。

この結果、同セグメントの売上高は3,233,558千円（前連結会計年度比12.6%減）、セグメント利益は709,238千円（同24.3%減）となりました。

その他におきましては、業種や規模を問わず、様々な企業の「メール・Webマーケティング」等の企画制作の受託サービスを展開しており、市場環境の変化に合わせてサービスの受注拡大と生産性向上に努めてまいりました。当連結会計年度は、受注が低調であったこと等により減収となりましたが、経費削減等に努めた結果、増益となりました。

この結果、同セグメントの売上高は295,622千円（前連結会計年度比2.5%減）、セグメント利益は52,764千円（同12.5%増）となりました。

### 事業別売上高

事業区分	第24期 (2025年3月期)		第25期 (2026年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
A Iソリューション事業	3,700,458千円	92.4%	3,233,558千円	91.6%	△466,900千円	△12.6%
その他	303,311	7.6	295,622	8.4	△7,689	△2.5
合計	4,003,770	100.0	3,529,180	100.0	△474,589	△11.9

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、58,496千円であります。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2024年3月期)	第24期 (2025年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高(千円)	2,776,068	4,003,770	3,529,180
経常利益(千円)	314,882	725,271	487,342
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	230,614	485,040	258,055
1株当たり当期純利益(円)	44.51	94.26	50.37
総資産(千円)	3,415,173	4,185,925	3,787,459
純資産(千円)	2,701,216	3,120,160	3,290,519
1株当たり純資産(円)	521.38	609.07	642.10

(注) 1. 当社は、第23期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2023年3月期)	第23期 (2024年3月期)	第24期 (2025年3月期)	第25期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高(千円)	2,224,799	2,713,469	3,533,702	3,150,745
経常利益(千円)	141,791	327,928	730,776	595,852
当期純利益(千円)	109,746	235,501	492,155	246,597
1株当たり当期純利益(円)	20.92	45.46	95.64	48.13
総資産(千円)	3,012,355	3,398,981	4,148,520	3,761,210
純資産(千円)	2,468,648	2,706,103	3,132,162	3,291,062
1株当たり純資産(円)	476.49	522.33	611.41	642.21

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社AKARI	1,000千円	100.00%	IOT/ICT事業、キャッシュレス決済事業、新電力事業、住宅設備機器販売・施工事業

### (4) 対処すべき課題

中東やウクライナの情勢悪化などの地政学リスクや米国の通商政策などの動向、国内における原材料価格やエネルギー価格の高止まり、構造的な人手不足や物価上昇等を背景とした継続的な人件費負担増加圧力などが当社の中心顧客層である中小・零細企業の経営に甚大な影響を及ぼすことが予想されます。しかし他方では、生成AIの急速な普及を背景に、中小・零細企業における業務効率化、人手不足対応、AI活用に対するニーズはこれまで以上に高まっており、当社が得意とするAI活用支援やBPO等の各分野での需要はますます拡大していくものと予想しております。

このような環境のもと、当社は中長期的な会社の成長と企業価値の向上及びその最大化を実現するために、以下の点を主な経営課題と捉えております。

#### ① AIソリューション事業における取組について

##### a. 商材供給の安定化及び品質の維持

当社で取り扱う商材は、ターゲットユーザーが中小・零細企業であり、機能面では限定されているが安価で使いやすいことが必要なため、価格と質を維持しながら安定的に商材供給を実現することが事業規模拡大の課題です。当社はパートナー企業や外部のサービス提供企業とも協力し、安定的な商材供給を確保するように努めております。

また、パートナー企業の満足度向上のためには商材の品質確保が必要になります。取り扱う商材は自社にて動作確認を行い、不具合の発生等を最小限に抑制するように努めております。今後は、更なる品質の向上を実現することが当社の事業拡大のため必要であると考えております。

#### b. パートナー企業数の適切な拡充とフォロー強化

パートナー企業数の増加は登録料売上、営業支援売上、商材売上の増加につながります。一方で、パートナー企業の多くは既存事業の顧客に対して更なる提案を行うために当社の商材を求めており、パートナー企業の無制限な拡大はパートナー企業が抱える既存顧客への過度な営業や奪い合いなどのトラブルを引き起こします。また、当社による販促支援の人的稼働も有限であることから、満足度の低下をもたらす可能性もあります。そのため、パートナー企業の募集に関しては、地域や業種を加味し適切に拡充することに努めております。また、既存パートナー企業に対しては営業同行や商材の勉強会等の開催によるフォローを定期的に行っております。

今後、パートナー企業による商材売上を増加させるためには、新規参加社数の確保だけでなく、既存パートナー企業へのフォローに関しても、体制の強化とともに、より効率的な営業支援方法の確立が必要であると考えております。

#### c. AI SaaSプロダクトの持続的な収益性管理

当社では、中小企業の多様な業務課題に対応するため、自社開発のAI SaaSプロダクトを継続的に投入しております。プロダクト数の拡大に伴い、各プロダクトの顧客獲得コストと顧客生涯価値のバランス、収益性の継続的な管理がますます重要になると認識しております。当社では、プロダクト別の収益性指標を経営として定期的にモニタリングし、注力領域への経営資源の配分を機動的に判断する体制の構築・強化に努めてまいります。

#### ② その他の事業における取組について

今後の事業拡大において、新たなソーシャルメディアの出現、生成AIをはじめとする新技術の進展、スマートフォンやタブレット端末等のデバイスの進化等に見られるインターネット市場におけるトレンドを常に把握しながら、顧客のマーケティングニーズへの対応を図ることが重要と考えております。新たなソーシャルメディアやその活用方法に関して、企画から制作、運用までを一貫して展開できるサービス体制の強化を引き続き図っていく方針であります。

### ③ 新規事業の展開について

当社の主要事業であるAIソリューション事業では、販売代理店であるパートナー企業に安価で利益率の高い経営支援・Web活用支援・AI活用支援に関する商材を提供しておりますが、パートナー企業にも様々な特性とニーズがあるため、パートナー企業にとって有益な価値を提供する新規事業の展開が今後の事業規模拡大につながると考えております。そこで、AIソリューション事業拡大のため、パートナー企業が抱える様々な経営課題の解決に資する新たな商材・サービスの検討を日常的に行っております。特に、生成AIを活用した自社開発のSaaSプロダクトの拡充に注力しており、中小企業の業務効率化ニーズに応えるサービスラインナップの強化を進めてまいります。

### ④ 優秀な人材の確保と組織体制の強化について

当社が継続的に企業価値を拡大していくためには、より専門性の高いサービスを構築できる人材を十分に確保していくことが重要であると考えており、特にAI・データサイエンス領域における専門人材の獲得・育成が、当社の中長期的な競争優位の源泉になると認識しております。ソーシャルメディアと親和性が高いと考えられる新卒採用に注力するとともに、高い専門性を有する人材及び管理職の獲得のため中途採用にも取り組んでおります。また、BPOの活用や業務のDX化・AI化などを通じて組織体制を強化するほか、M&Aを含む外部成長機会の活用につきましても企業価値向上に資する案件を継続的に検討してまいります。

事業の拡大に応じた管理業務を支障なく遂行できるよう、内部統制の仕組みを改善し、管理部門の人員についても必要に応じて強化してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
AIソリューション事業	中小企業の生産性向上を図るための業務のDX化・AI化推進を目的としたITツール導入支援、人材育成支援、マーケティング支援、資金確保支援等の中小企業向け経営コンサルティングサービス
その他	メールマーケティング支援サービス、ソーシャルメディア活性化支援サービス、コンテンツ制作サービス

## (6) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比
AIソリューション事業	102 (40) 名	10名減 (18名減)
その他	20 (-)	1名減 (-)
全社 (共通)	5 (5)	2名増 (1名減)
合計	127 (45)	9名減 (19名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、役員は含まれておりません。また、( ) 内に臨時雇用者 (アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む) の年間の平均人数を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
111 (44) 名	10名減 (19名減)	35.0歳	5.9年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、役員は含まれておりません。また、( ) 内に臨時雇用者 (アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む) の年間の平均人数を外数で記載しております。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

## (7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,806,000株  
 (3) 株主数 2,984名  
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
白石 崇	2,478,020	48.3
INTERACTIVE BROKERS LLC	255,200	4.9
大和証券株式会社	182,400	3.5
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	177,400	3.4
新沼 吾史	160,000	3.1
株式会社チェンジホールディングス	116,120	2.2
WILLFIELD CAPITAL PARTNERS LTD.	100,000	1.9
榎田 重夫	87,700	1.7
上田八木短資株式会社	83,300	1.6
ライトアップ従業員持株会	51,200	0.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を681,384株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**  
 該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	白 石 崇	
取 締 役	村 越 亨	管理グループ担当
取 締 役	佐 藤 寛 信	iクリエイショングループ担当
取 締 役	吉 本 信 治 郎	メディアグループ担当
取 締 役	吉 川 浩 永	
常 勤 監 査 役	野 村 透	
監 査 役	大 雲 卓 雄	大雲司法書士事務所 所長
監 査 役	高 木 美 咲 穂	第一芙蓉法律事務所

- (注) 1. 取締役吉川浩永氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役野村透氏、大雲卓雄氏及び高木美咲穂氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役野村透氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、社外取締役吉川浩永氏、常勤社外監査役野村透氏、社外監査役大雲卓雄氏及び高木美咲穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	46,146 (2,850)	46,146 (2,850)	— (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	9,510 (9,510)	9,510 (9,510)	— (—)	— (—)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	55,656 (12,360)	55,656 (12,360)	— (—)	— (—)	10 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2007年5月29日開催の第5期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2018年2月15日開催の臨時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は3名）です。
4. 取締役会は、代表取締役社長白石崇に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社全体の経営状況等を最も熟知しており総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役大雲卓雄氏は、大雲司法書士事務所の所長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係を有しておりません。
  - ・ 監査役高木美咲穂氏は、第一芙蓉法律事務所に勤務しております。当社と兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係を有しておりません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉川 浩永	同氏は社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、企業経営者の観点から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
監査役	野村 透	常勤監査役として、書類の閲覧や業務及び財産の状況を調査するほか、内部統制システムの整備をはじめとする取締役等の職務執行を監視、検証しております。当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また監査役会15回の全てに出席しており、各種法令や経理財務に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監査役	大雲 卓雄	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また監査役会15回の全てに出席しており、主に司法書士として培ってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監査役	高木 美咲穂	2025年6月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうち9回に出席し、また監査役会10回のうち9回に出席しており、主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,300,107</b>	<b>流動負債</b>	<b>494,625</b>
現金及び預金	2,581,754	買掛金	31,617
売掛金	646,920	リース債務	1,735
仕掛品	1,068	未払法人税等	69,750
貯蔵品	480	契約負債	196,031
その他	95,108	その他	195,490
貸倒引当金	△25,224	<b>固定負債</b>	<b>2,314</b>
<b>固定資産</b>	<b>487,351</b>	リース債務	2,314
<b>有形固定資産</b>	<b>26,945</b>	<b>負債合計</b>	<b>496,939</b>
建物附属設備	16,104	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	8,545	<b>株主資本</b>	<b>3,302,363</b>
リース資産	2,295	資本金	386,381
<b>無形固定資産</b>	<b>157,639</b>	資本剰余金	304,281
その他	157,639	利益剰余金	3,027,560
<b>投資その他の資産</b>	<b>302,766</b>	自己株式	△415,859
投資有価証券	128,327	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△11,844</b>
繰延税金資産	91,072	その他有価証券評価差額金	△11,844
その他	214,312	<b>純資産合計</b>	<b>3,290,519</b>
貸倒引当金	△130,945	<b>負債純資産合計</b>	<b>3,787,459</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,787,459</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		3,529,180
売上原価		548,998
売上総利益		2,980,181
販売費及び一般管理費		2,510,347
営業利益		469,833
営業外収益		
受取利息	5,533	
成金収入	2,130	
補助金収入	6,321	
生命保険解約戻金	10,540	
その他	1,318	25,843
営業外費用		
支払手数料	1,320	
投資事業組合運用損	6,542	
その他	472	8,335
経常利益		487,342
特別損失		
のれん減損損失	74,248	74,248
税金等調整前当期純利益		413,093
法人税、住民税及び事業税	190,844	
法人税等調整額	△35,806	155,038
当期純利益		258,055
親会社株主に帰属する当期純利益		258,055

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ライトアップ  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	高 橋 克 幸
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	福 田 健 太 郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ライトアップの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライトアップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ライトアップ  
取締役会 御中

UHY東京監査法人  
東京都品川区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	高 橋 克 幸
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	福 田 健 太 郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライトアップの2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月1日

株式会社ライトアップ 監査役会

常勤社外監査役 野 村 透 ㊟

社外監査役 大 雲 卓 雄 ㊟

社外監査役 高 木 美咲穂 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議 案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円 総額は71,744,624円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月30日

以 上

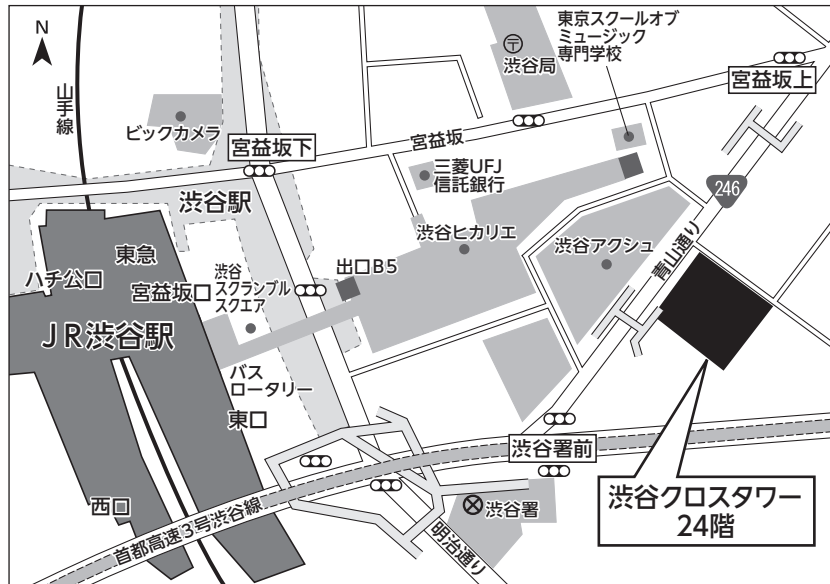
株主優待割引券  
(Jシステム、Jサーチ、J S a a S)

- ・本券を切り取り又はコピーして所定の事項を記載し、サービスご利用時にサービスの申込書とともに当社にご提示ください。
- ・株主名と優待利用会社名が異なる場合は、名義人株主が優待利用会社の代表者である場合に限り株主優待を受けることができますものとしします。
- ・株主番号は本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載されております。
- ・ご利用可能期間は、本券到着時から2027年6月末日までです。
- ・その他の事項は当社ホームページでご確認ください。

株 主 番 号		
住 所		
株 主 名		
利用者が法人の場合	優 待 利 用 会 社 名	
	上 記 株 主 と の 関 係	

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号  
渋谷クロスタワー 24階  
アクセス渋谷フォーラム  
TEL 03-5784-0700 (当社代表)



交通	J R 「渋谷」 駅	東口より	徒歩約5分
	東京メトロ「渋谷」駅	B5番出口より	徒歩約4分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。